

人口減少下における新たな地域コミュニティ構築事業
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月
京都府舞鶴市

人口減少下における新たな地域コミュニティ構築事業 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

人口減少、少子高齢化、共働き世帯の増加など社会構造の大きな変化により、これまで地域を支える中心であった自治会等の地縁組織の存続が困難になってきている。たとえ人口が減少しても、つながりを維持できるよう多様な主体が共に支え合いながら豊かに暮らし続けられる地域づくりを進めていくために、新たな地域コミュニティの構築に取り組んでいく。

本業務では、人口が減少しても人や団体のつながりによって地域を支えていけるよう、住みよい地域を市民の手で育む、自立的な地域づくりへの機運を醸成していくためのきっかけとなるワークショップを開催するとともに、この対話を通じて集約された声を参考に、本市のこれからの地域づくりの方針となる「地域協働の方針（案）」として取りまとめるためのプロセスを設計し、舞鶴市らしい新たな地域コミュニティの構築に向けた方向性を示すことを目的とする。

については、本実施要領に基づき、公募型プロポーザル方式により受託者の選定を行う。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

人口減少下における新たな地域コミュニティ構築事業

(2) 業務仕様書

別添「人口減少下における新たな地域コミュニティ構築事業仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

(4) 委託契約額の上限（いずれも消費税及び地方消費税（10%）の額を含む）

事業費 3,262千円

(5) その他

本実施要領に基づき決定した受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意に至った後、契約を締結する。

<契約にあたっての主な留意事項>

- 1 提案された企画内容は必要に応じて修正するものとし、そのまま委託するものではないこと。
- 2 提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。（別添業務仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託決定後、協議のうえ作成する。）
- 3 業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者に再委託することはできない。
- 4 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や舞鶴市契約規則をはじめとする諸規程を適用する。

3. 実施形式

本業務が、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

4. 日程

公告	令和8年	4月	2日	(木)	
質問受付期限	令和8年	4月	8日	(水)	正午 必着
質問回答	令和8年	4月	13日	(月)	
参加申込書提出期限	令和8年	4月	15日	(水)	午後5時 必着
参加資格確認通知	令和8年	4月	17日	(金)	午後5時までに通知
企画提案書提出期限	令和8年	5月	1日	(金)	午後5時 必着

企画提案に関するヒアリング	令和8年	5月11日(月)
審査結果通知日	令和8年	5月中旬予定
契約締結	令和8年	5月下旬予定

5. 参加資格

この公募型プロポーザルへの参加資格は、次の要件をいずれも満たす者であること。

- (1) 過去に地域コミュニティ施策に関するワークショップの運営、もしくは地域コミュニティに関連した方針策定に関する業務の履行実績があること。
- (2) 本業務の公告日から契約締結日までの期間において、国又は地方公共団体等の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法令第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続の申立てをしていないこと。
- (6) 舞鶴市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 市町村税を滞納している者でないこと。

6. 参加申し込みの手続き

(1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書(様式1)

② 事業者概要書(様式2)

事業者概要の添付書類

ア 法人登記簿謄本(登録事項全部証明又は履歴事項全部証明書)

イ 定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの

ウ 法人格のない団体にあつては、代表者の身分証明書の写し

※上記書類のうち、公的機関が発行するものについては、申請日前3か月以内に交付されたものとする。

エ 市町村税の滞納のない旨の証明書(未納の税額がないことの証明書)(写し可)

※提出日前3か月以内に市町村の窓口で発行されたもの

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)(写し可)

※提出日前3か月以内に税務署で発行されたもの

③ 業務実績書(様式3)

④ 応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書(様式4)

⑤ 事業者の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

(2) 部数

2部(正本1部、副本1部)

(3) 提出方法

郵送(必着)

(4) 提出先

舞鶴市役所本館2階 市民協働推進課

(5) 提出期限

令和8年4月15日(水)午後5時 必着

7. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下の通りとする。

(1) 受付期間

公募開始から令和8年4月8日（水）正午 必着

(2) 受付方法

質問書（様式5）に記入の上、「14事務局」まで電子メールにて提出すること。
質問書の提出でメールを利用する場合は「人口減少下における新たな地域コミュニティ構築事業」の文字を必ず件名の冒頭に入れること。
電話又は口頭での質問には応じない。提出後、事務局まで受信確認の電話をすること。

(3) 回答日・回答方法

令和8年4月13日（月）午後5時までに電子メールで回答する。
また、市ホームページにも質問及び回答内容を掲載する。

(4) 質問内容

質問内容は、参加申込及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

8. 企画提案書類の提出方法

参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書類を提出すること。

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）

※持参の場合は平日の午前9時から午後4時30分まで
（ただし、正午から午後1時までは除く）

(2) 提出先

舞鶴市役所本館2階 市民協働推進課

(3) 提出期限

令和8年5月1日（金）まで（郵送の場合は必着）

9. 企画提案書類の提出書類

提出書類は以下のとおりとする。

<企画提案書類>

(1) 企画提案書（様式6に企画提案書(任意様式)を付し提出すること）

①様式等

- ・企画提案書には事業者名は記入しないこと。
- ・提案書類のサイズは原則としてA4縦長を基本とすること。
- ・モノクロ、カラーは問わない。
- ・正本と副本の内容は、字体・色等を含め同一とし、副本については内容に参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないことで正本と識別できるよう提出すること。

②記載事項

概ね以下の内容を記載すること

- ・ワークショップの実施内容に加え、ワークショップの基本的なルールや近年の全国的な地域コミュニティの現状などについても記載すること。
- ・地域協働の方針（案）を策定するためのプロセス（市民意見の反映方法、協議の手法等）に関する提案について（※実際の方針案の策定作業自体は受託後の業務とする）
- ・地域協働の方針案（A4用紙4ページ程度）のレイアウト案やデザインの方向性がわかるサンプルを提出すること。
- ・本業務全体のスケジュール（実施工程表）を提出すること。

(2) 配置予定職員・技術者経歴等（様式7）

(3) 業務実施体制表（様式8）

(4) 業務実績書（様式9）

※様式3と同一内容。ただし、参加者が特定できる名称等記載しないこと。

(5) 見積内訳書（様式自由）

〔提出にかかる留意事項〕

- ・ 応募1事業者につき申請は1件とする。
- ・ 企画提案は、仕様書に示された事項をふまえて作成すること。
- ・ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ・ 提出された書類の内容変更はできない。
- ・ 参加申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・ 提出方法は、持参又は郵送とし、郵送の場合は提出期限必着とする。

〔企画提案書の取扱い〕

- ・ 提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ・ 著作権は、それぞれの企画提案者に帰属する。

(6) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

※上記企画提案書類について、審査は匿名で行うため、副本9部については、内容に参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。

(7) 提出様式

様式に定めのあるものについては、舞鶴市ホームページからダウンロードして入手すること。

※舞鶴市ホームページ

「しごと・産業」－「入札・契約・工事施工」－「公告（プロポーザル・簡易公募等）」

10.審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、人口減少下における新たな地域コミュニティ構築事業業務委託にかかるプロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 日時

令和8年5月11日（月） 午前予定

※時間は電子メールもしくは郵送にて別途通知する。

(2) 場所

舞鶴市役所 611会議室（別館6階）

(3) 出席者

出席者は、総括責任者を含む最大3人までとする。

(4) 内容

説明は企画提案書に記載した内容とし、提出した資料をモニターで画面共有により説明すること。詳細については、別途文書で通知する

(5) 失格要件

以下の場合には、評価委員会において審査の上、失格になることがある。

- ・ 企画提案書類に虚偽の記載・申告がある場合
- ・ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ・ その他、評価委員会において不相当と認められた場合

(6) その他

- ・ 指定した時間に遅刻したとき、または欠席したときは失格とする。
- ・ 応募者が1社の場合でも、選定の結果優れていると認められた場合は特定者として選定する。

審査項目	配点	審査の観点
実施方針	10	当該業務の目的・内容を十分に理解しているか。
企画提案内容	10	市内全域で自立的な地域づくりへの機運の醸成が進むような提案がされているか。
	15	ワークショップの参加者が他の団体とのつながりを得ることができ、自発的な取組を促すような企画・提案がされているか。
	10	ワークショップの参加者が新たなコミュニティの必要性を感じられる企画・提案がされているか。
	10	地域課題の分析が効果的なものとなっているか。
	15	地域協働の方針案を策定するまでのプロセス（手順や手法）が、論理的かつ実現可能に提案されているか。
	5	地域協働の方針案の成果物がわかりやすいデザインになっているか。
	5	事業実施におけるスケジュールは適切であるか。
業務実施体制	10	業務遂行上、必要な知識と実績を有する職員が配置されており、業務の遂行に必要な人員等実施体制が整っているか。
業務実績	5	参加資格に掲げる契約履行実績があるか。
見積額	5	提案内容に対して妥当な額か

1.1.結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下、「候補者という。）として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、全体評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。なお、最高評価点を得た者が評価配点合計の5割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本プロポーザルの参加者全員に書面で通知するとともに、舞鶴市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

1.2.契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、以下のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「5参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書類等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

13.その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 「6参加申込の手続き」に定める参加申込の後に本プロポーザルを辞退する場合、辞退届（様式任意）を提出する。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、契約期間の業務中は原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了解を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等は返却されない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉権者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約書に係る仕様書は、本紙が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者による協議のうえ、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類は無効とする。
 - ①提出期限を過ぎて提出された場合
 - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - ④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (11) 審査結果に対する苦情・異議申し立ては一切受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止する場合がある。
- (14) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提案書類の内容を無償使用できるものとする。

14. 事務局

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市市民協働推進課 担当：水嶋、瀬野
電話：0773-66-1073 F A X：0773-62-9891
メール：community@city.maizuru.lg.jp